

消食表第 216 号  
令和 3 年 5 月 24 日

各 

都道府県 保健所設置 特別区
----------------------

 食品表示担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長  
（ 公 印 省 略 ）

食品表示法第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づく食品の自主回収の届出に係る  
電子申請システムへの入力要領及び記載要領に関する留意事項について

食品表示法第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づく自主回収の届出制度の運用については、「食品表示法第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づく食品の自主回収の届出について」（令和 3 年 2 月 26 日付け消食表第 80 号消費者庁次長通知）によりお知らせしたところです。

今般、当該通知の第 3 の 3 届出の方法（1）において委細を別途通知とした件について、別添 1 のとおり、食品衛生申請等システムを活用した自主回収届出（着手／変更／終了）の方法について（届出簡易マニュアル）を示しますので、全国的に統一的な取扱いがなされるよう、円滑な運用に格別の御配慮方お願いいたします。また、電子申請システムを使用せず届出をする場合にあつては、「食品等の自主回収届出等に関する様式及び記載要領について」（令和 2 年 8 月 3 日付け薬生食監発 0803 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知）を御参照いただくこととしていますが、別添 2 のとおり、記載要領に関する留意事項を示しますので、併せて周知方よろしくお願ひいたします。

食品衛生申請等システムを活用した  
自主回収届出(着手/変更/終了)  
の方法について  
(届出簡易マニュアル)

# 目次

1. システムへのログイン方法等について	.....3
2. 自主回収届出(着手)について	.....4
3. 自主回収届出(着手)の確認(保健所、 消費者庁業務)	.....9
4. 自主回収届出(変更、終了)について	.....11
5. 自主回収届出の取下げについて	.....12

## (留意事項)

本マニュアルは、食品関連事業者、地方公共団体職員が、食品衛生申請等システムを活用した自主回収届出(着手/変更/終了)を行うに当たり、操作を支援するために作成したものです。

システムの詳細については、以下 URL に掲載されている最新のマニュアルに拠っていただくようお願いいたします。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/kigu/in dex\\_00011.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/in dex_00011.html)

## 1. システムへのログイン方法等について

システムのログイン方法は、以下の2つの方法があります。いずれかの方法により、ログインをしてください。

- ・GビジネスIDを利用する方法
- ・GビジネスIDを利用しない方法(基本情報の登録方法については、システム内に掲載されている詳細マニュアルを御確認下さい。)

ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

食品衛生申請等システム  
The Food business Application System  
for licenses, export certificates and report of food recalls

詳細なマニュアルはこちらに掲載されています。ログイン前はログインのためのマニュアル、ログイン後は、業務内容に関するマニュアルが閲覧可能です。適宜ご利用ください。

マニュアル

① GビジネスIDを利用される方は「GビジネスIDでログイン」をクリックしてください。

GビジネスIDを利用される方

gBiz ID GビジネスIDでログイン

gBiz ID GビジネスIDを作成

いずれかの方法によりログインしてください。

GビジネスIDを利用されない方

ログインID

パスワード

ログイン

パスワードを忘れた方はこちら

アカウントの作成はこちら

GビジネスIDを利用せずに本システムのサービスをご利用することも可能です。その場合は、「アカウントの作成はこちら」から、アカウントを作成してください。

### ※ログイン後の注意点

前の画面に戻る際は、ブラウザに表示された前画面に戻る矢印ボタンは押さず、電子申請システムにおける戻るボタンを押してください。

←

一連の操作においてブラウザの戻るは使用しないでください。(ログイン情報が切れてしまいます。)

確認

戻る

こちらのボタンで前画面に戻ります。

## 2. 自主回収届出(着手)について

ログインすると、以下の画面に変わりますので、自主回収に着手した旨を届出する場合は、以下の画面の赤枠の「リコール情報の届出」のボタンを押してください。「回収事案新規登録」という画面に遷移します。

The screenshot shows a web interface with a left sidebar and a main content area. The sidebar has two main sections: '営業許可・届出' (Business License/Reporting) and '食品リコール' (Food Recall). Under '食品リコール', the button 'リコール情報の届出' (Recall Information Submission) is highlighted with a red rectangle. The main content area has a 'メニュー' (Menu) section with a notice about the 'Food Safety Application System' and an 'お知らせ' (Notice) section.

### (1) 自主回収情報の入力

画面の内容に従って、自主回収情報を入力していきます。

#### ア 届出者情報

届出者情報は、ID 及びパスワードを取得した際の基本情報(表示に責任を有する者の情報)が自動的に反映されます。

The screenshot shows the '回収事案新規登録' (Recall Case New Registration) form. It includes a header with a warning about data publication. The form is divided into two columns of input fields. A large box with the letter 'ア' (A) is overlaid on the form, indicating the user information section. The user information fields are: 法人番号 (1234560001001), 氏名 (株式会社 リコール), 郵便番号 (2100011), 都道府県 (神奈川県), 町域 (富士見), 電話番号 (123-456-0002), and 電子メールアドレス (kaisyu99@tjsys.co.jp). Other fields include 届出年月日 (2021-02-22), フリガナ (カブシキカイシャ リコール), 市区町村 (川崎市川崎区), 番地等 (2-2), and ファクシミリ番号 (123-456-0022).

## イ 回収担当部門情報

食品関連事業者(表示に責任を有する者)の情報を入力してください。  
ここに入力された情報に基づき、食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄している保健所に届出情報が送信されます。

なお、自主回収を他者に委託する場合は、「**回収等の委託有無**」の項目において、「有」を選択すると「委託等を受けた者情報」の入力項目が表示されますので、必要事項を入力してください。

回収担当部門情報

法人番号	<input type="text"/>	フリガナ	<input type="text"/>
氏名(法人の場合は法人名)	<input type="text"/>	<b>選択</b>	
郵便番号	<input type="text"/>	市区町村	未選択 <input type="text"/>
都道府県	未選択 <input type="text"/>	番地等	<input type="text"/>
町域	<input type="text"/>	ファクシミリ番号	<input type="text"/>
電話番号	<input type="text"/>	回収等の委託有無	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有
電子メールアドレス	<input type="text"/>		

イ

## ウ 製造所又は加工所情報(一次産品の場合は、出荷者等の営業所等の情報、輸入品の場合は、輸入業者の営業所等の情報)

製造所又は加工所情報

法人番号	<input type="text"/>	フリガナ	<input type="text"/>
氏名(法人の場合は法人名)	<input type="text"/>	<b>選択</b>	
郵便番号	<input type="text"/>	市区町村	未選択 <input type="text"/>
都道府県	未選択 <input type="text"/>	番地等	<input type="text"/>
町域	<input type="text"/>	ファクシミリ番号	<input type="text"/>
マンション名等	<input type="text"/>		
電話番号	<input type="text"/>		
電子メールアドレス	<input type="text"/>		

ウ

## エ 商品情報等の入力

入力フォーム内に入力ガイドがありますので、参照いただきながら、自主回収を行う商品の情報、回収の理由<sup>※1</sup><sup>※2</sup>、回収着手時点における販売状況回収の方法、回収状況等を出来るだけ詳細に入力してください。

※1 食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令(平成27年内閣府令第11号。以下「6条8項府令」という。)で定めるアレルギーに関連して、特定原材料に準ずる品目に係る届出を行う場合は、回収の理由は「食品表示法違反のおそれ」にチェックを入れてください。

※2 6条8項府令第1条に定められていない事項(原料原産地表示、栄養成分表示等)の表示誤りにより回収を行った場合は、回収の理由は「その他(食品表示法)」にチェックを入れて届出を行ってください。

商品情報等

商品等の一般名称

未選択 [選択](#) [クリア](#)

商品名 回収対象の商品名を入力してください。(例) 商品名: ①苺まるごとジャム ②苺まるごとBIGジャム

画像1 (商品及び表示) [参照...](#) [ファイルクリア](#)

画像1 タイトル 商品名、簡単な画像の説明を記載してください。

画像2 (商品及び表示) [参照...](#) [ファイルクリア](#)

画像2 タイトル 商品名、簡単な画像の説明を記載してください。

画像3 (商品及び表示) [参照...](#) [ファイルクリア](#)

画像3 タイトル 商品名、簡単な画像の説明を記載してください。

画像4 (商品及び表示) [参照...](#) [ファイルクリア](#)

画像4 タイトル 商品名、簡単な画像の説明を記載してください。

画像5 (商品及び表示) [参照...](#) [ファイルクリア](#)

画像5 タイトル 商品名、簡単な画像の説明を記載してください。

食品等の特定情報

下記の記入ガイドを参考に、商品特定する情報を記載してください。

【対象商品】

- 商品名、内容量、形態など商品特定するための情報を記載してください。
- ※同理由により回収対象が複数ある場合は、番号を付して入力してください。

(例)

商品名: ①苺まるごとジャム ②苺まるごとBIGジャム  
内容量: ①200g ②350g  
形態: 瓶詰め

【JANコード】 【製造番号】 【ロット番号】

- 対象商品特定するJANコード、製造番号、ロット番号を記載してください。

(例) JANコード: ①1234567891234 ②1234567898765

【消費期限、賞味期限】

- 対象商品特定する消費期限、賞味期限を記載してください。

(例) 賞味期限 2020年6月

【その他】

- 対象商品特定するための、その他の情報を記載してください。

届出は通常、イ 回収担当部門情報に入力いただいた都道府県や市区町村の情報を基に、食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する保健所に自動送付されますが、以下に該当する場合は、「消費者庁長官への報告」にチェックをしてください※3。

・届出内容が

「特定保健用食品を摂取する上での注意事項」、

「機能性表示食品を摂取する上での注意事項」

又は「栄養機能食品を摂取する上での注意事項」

の表示違反のみに係る場合

- ・特別区の区長に報告を行うこととされている届出のうち、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定する卸売市場（花きの卸売のために開設されるものを除く。）に係る場合
- ・6条8項府令第1条に定められていない事項の食品表示基準違反に係る場合（原料原産地表示、栄養成分表示等）

※3 詳細な内容は「食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出について」（令和3年2月26日付け消食表第80号消費者庁次長通知）をご確認ください。

回収の理由	<input type="checkbox"/> 食品衛生法違反 <input type="checkbox"/> 食品衛生法違反のおそれ <input type="checkbox"/> その他（食品衛生法） <input checked="" type="checkbox"/> 食品表示法違反 <input type="checkbox"/> 食品表示法違反のおそれ <input type="checkbox"/> その他（食品表示法）
詳細	下記の記入ガイドを参考に、回収理由の詳細を記載してください。 【回収理由の詳細】 ・食品衛生法に違反する場合：具体的な違反の内容について記載してください。 （例）大腸菌群陽性 ・食品衛生法に違反 （例）カビによる ・食品表示法に違反 （例）〇〇表示の ・食品表示法に違反 （例）〇〇表示の欠落
消費者庁長官への報告	<input type="checkbox"/>

「回収の理由」で食品表示法関連が選択された場合、この項目が表示されます。

## (2) 入力内容の確認・登録

すべての情報を入力したら、①「確認」ボタンを押してください。確認画面に移ります。その後、入力内容に問題がないか確認し、問題がなければ②「登録ボタン」を押します。

※届出先の都道府県や消費者庁等に対する連絡事項があれば、「コメント(非公開)」欄に記入してください。

The image shows a two-step process for form submission. Step 1 shows a form with fields for '備考' (Remarks) and 'コメント (非公開)' (Comments (Non-public)). The '確認' (Confirm) button is highlighted with a red box. Step 2 shows the same form, but the '登録' (Register) button is highlighted with a red box. A large blue arrow points from the '確認' button in step 1 to the '登録' button in step 2.

備考	その他、記載事項などがあれば記載してください。
コメント (非公開)	ここに記入されたコメントは、公開されません。

① 確認 戻る

② 登録 戻る

以上で、届出(着手)が完了となります。

保健所(又は消費者庁)の確認待ちとなります。

### 3. 自主回収届出(着手)の確認(保健所、消費者庁業務)

事業者により、届出(着手)がなされると、所管の保健所(及び都道府県等本庁)にデータ送信され、メールが通知されます。

#### (1)届出内容の確認

事業者から届いた届出情報を確認してください。内容に不備があれば、必要に応じて修正や差戻しを行ってください。

※「差戻し」の場合、差戻し理由は「コメント(非公開)」欄に記入してください。

#### (2)CLASS 分類

確認した情報を元に CLASS 分類を行ってください。

健康被害の発生状況	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有
詳細	【健康被害の発生状況】 小麦アレルギー患者が喫食した場合、アレルギー症状(アナフィラキシーショック症状などの重篤な症状を含む)を引き起こす可能性があります。
健康への危険性の程度	健康への危険性の程度に対する分類を設定してください。 CLASS I : 喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合 CLASS II : 喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合 CLASS III : 喫食により健康被害の可能性が、ほとんど無い場合 <input checked="" type="radio"/> 未設定 <input type="radio"/> CLASS I <input type="radio"/> CLASS II <input type="radio"/> CLASS III
詳細	直ちに分類が判断できない場合はCLASS IIに分類し、その後の情報を踏まえ適切な分類に変更してください。

※食品表示法における CLASS は「CLASS I」、「CLASS II」のいずれかとなります。

「CLASS I」:6条8項府令で定める事項のうち、アレルギー(特定原材料に準ずる品目も含む。)、及びL-フェニルアラニン化合物を含む旨に関する表示

「CLASS II」:6条8項府令で定める事項に該当する表示のうち CLASS I の対象となる表示事項を除いたもの

※CLASS IIに該当する食品を自主回収した案件であっても、健康危害が生じていることを確認した場合は CLASS I として報告してください。

### (3) 入力内容の確認・登録

すべての情報を入力したら、①「確認」ボタンを押してください。確認画面に移ります。その後、入力内容に問題がないか確認し、問題がなければ②「登録ボタン」を押します。

※届出先の都道府県や消費者庁等に対する連絡事項があれば、「コメント(非公開)」欄に記入してください。

The image shows two screenshots of a web form interface. The top screenshot, labeled with a circled '1', shows a form with two input fields: '備考' (Remarks) and 'コメント (非公開)' (Comments (Non-public)). The 'コメント (非公開)' field is highlighted with a red border. Below the fields are two buttons: '確認' (Confirm) and '戻る' (Back). The '確認' button is highlighted with a red border. A blue arrow points downwards from this screenshot to the second screenshot. The second screenshot, labeled with a circled '2', shows the same form, but the '確認' button is no longer visible. The '登録' (Register) button is now highlighted with a red border. The text in the form fields is as follows:

備考	その他、記載事項などがあれば記載してください。
コメント (非公開)	ここに記入されたコメントは、公開されません。

① 確認 戻る

② 登録 戻る

以上で、届出(着手)の確認完了となります。

消費者庁の確認後、情報公開されます。

## 4. 自主回収届出(変更、終了)について

届出内容の変更、終了の報告を行う場合、**リコール情報の検索**を押して、これまでに届出された情報を呼び出し、更新してください。

営業許可・届出

- 営業許可の申請
- 営業の届出
- 地位承継届の届出

食品リコール

- リコール情報の届出
- リコール情報の検索**

メニュー

「食品衛生申請等システム」に開始に伴い、ネットで申請・届出ができるようになります

2020年6月から「食品衛生申請等システム」の運用が始まります。これにより、今まで営業所を所管する保健所の窓口で手続きをする必要があった営業許可等の申請・届出は、順次、インターネットを通じて申請・届出ができるようになります。営業許可等の手続きの効率化が図れますので、皆さま、ぜひご活用ください(※)。

※ これまでの窓口への申請・届出も引き続き行うことは可能です。  
※ 営業許可申請等(変更届、承継届、廃業届含む)については、2021年6月から開始されます。

お知らせ

回収事案検索

登録した食品リコール情報が一覧されています。  
一覧を絞り込む場合は、条件を指定して「検索」ボタンをクリックしてください。

検索条件

厚労省ステータス  対象外  確認待  公開待  公開済  取下げ済  修正待

消費者庁ステータス  対象外  確認待  公開待  公開済  取下げ済  修正待

届出年月日 [ ] ~ [ ]

整理番号 [ ]

商品等の一般名称 未選択 [選択] [クリア]

商品名 [ ] 食品等の特定情報 [ ]

回収の理由  食品衛生法違反  食品衛生法違反のおそれ  その他(食品衛生法)  食品表示法違反  食品表示法違反のおそれ  その他(食品表示法)

食品衛生法第20条に該当

健康への危険性の程度  未設定  CLASS I  CLASS II  CLASS III

管轄自治体名 未選択 管轄保健所名 未選択

回収担当  委託等を受けた者  製造所又は加工所

回収担当名 [ ] 回収担当法人番号 [ ]

[**検索**] [クリア] [戻る]

検索結果

こちらを押すと、これまでに届出された届出が表示されます。

登録ステータス 消費者庁ステータス	回収の理由 健康への危険性の程度	届出年月日 経過終了状態	商品名 整理番号
----------------------	---------------------	-----------------	-------------

検索結果

|< << < 1~1件目/1件中 > >> >|

登録ステータス 消費者庁ステータス	回収の理由 健康への危険性の程度	届出年月日 経過終了状態	商品名 整理番号
[ <b>修正</b> ] 公開済	食品表示法違反 CLASS I	2021-04-07 終了	(テスト) RCL202100125

こちらを押すと、届出の詳細画面に遷移します。

## (1) 届出内容を変更する場合

変更を要する箇所について、適宜入力します。

回収着手時点における販売状況	下記の記入ガイドを参考に、回収着手時点における対象商品の販売状況を記載してください。 【販売地域】 【販売先】 【販売日】 【販売数量】 ・対象商品を販売している地区や地域を記載してください。 ・対象食品の販売先、販売日、販売数量を記載してください。 (例) 販売地域：首都圏内 販売先：〇〇マートで消費者向けに小売り 販売日：2019年10月2日から10月12日まで 販売数量：①200個 ②100個
回収に着手した年月日	

例：販売日、販売数量の修正  
販売数量 10月12日から200追加

変更内容を入力しましたら、食品関連事業者の方は、2(2)と同様に確認・登録をしてください。保健所等は、3と同様に変更内容の確認をしてください。

## (2) 自主回収が終了した場合

詳細画面の①「最終報告」をクリックし、を入れると、②「回収が終了した年月日」の項目が表示されますので、回収終了日を入力してください。また、「回収状況」に回収した数等、詳細な内容を追記します。

①	最終報告	<input checked="" type="checkbox"/>
	回収に着手した年月日	2021-04-07
②	回収が終了した年月日	2021-04-07

内容を入力しましたら、食品関連事業者の方は、2(2)と同様に確認・登録をしてください。保健所等は、3と同様に内容の確認をしてください。

## 5. 自主回収届出の取下げについて

届出の取下げを行う場合、変更の際と同様に、これまでに届出された情報を呼び出し、詳細画面の最下部にある「取下げ」を押してください。保健所、消費者庁の確認後、公開画面から削除されます。

### 記載要領に関する留意事項

食品の自主回収の届出について、紙媒体を用いて行うに当たっては、「食品等の自主回収届出等に関する様式及び記載要領について」（令和2年8月3日付け薬生食監発0803第2号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知）の内容に拠るほか、以下の点に留意の上、届出してください。

#### 1. 届出先

食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく自主回収の届出先は、食品関連事業者の主たる事務所を所管する都道府県知事等です。都道府県知事等に届出を行う場合は各都道府県や保健所の担当窓口へ自主回収届を提出してください。なお、「食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出について」（令和3年2月26日付け消費食表第80号消費者庁次長通知）に記載のとおり、「特定保健用食品を摂取する上での注意事項」、「機能性表示食品を摂取する上での注意事項」及び「栄養機能食品を摂取する上での注意事項」の表示違反に係る自主回収の届出、並びに、特別区の区長に報告を行うこととされている届出のうち、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定する卸売市場（花きの卸売のために開設されるものを除く。）に係るもの並びに、食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成27年内閣府令第11号。以下「6条8項府令」という。）第1条に定められていない事項の食品表示基準違反に係る食品の自主回収の届出については、消費者庁長官（消費者庁表示対策課食品表示対策室）へ自主回収届を提出してください。

#### 2. 記載方法

##### （1）届出者情報

食品関連事業者（表示に責任を有する者）の情報を記載してください。

##### （2）回収担当部門

届出者情報と同様に食品関連事業者（表示に責任を有する者）の情報を記載してください。

##### （3）回収する食品等の情報等

###### ①回収の理由

- ・6条8項府令で定めるアレルギーに関連して、特定原材料に準ずる品目に係る食品の自主回収の届出を行う場合は、回収の理由の欄は「食品表示法違反のおそれ」にチェックを入れてください。
- ・6条8項府令第1条に定められていない事項の食品表示基準違反に係る食品の自主回収の届出を行う場合は、回収の理由の欄はチェックを入れないでください。

## ②健康への危険の程度

健康への危険の程度の欄については、国へ報告する際に、都道府県知事等において、下表の2分類に区分した上で消費者庁長官へ報告することとしています。なお、CLASS IIに該当する食品を自主回収した案件であっても、健康危害が生じていることを確認した場合は、CLASS Iとして報告してください。届出者による記載は不要です。

分類	対象となる食品	対象となる表示事項
CLASS I	喫食により直ちに消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性が高いもの	6条8項府令で定める事項のうち、アレルギー（特定原材料に準ずる品目も含む。）、及びL-フェニルアラニン化合物を含む旨に関する表示
CLASS II	喫食により消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性があるものであってCLASS Iに分類されないもの	6条8項府令で定める事項に該当する表示のうちCLASS Iの対象となる表示事項を除いたもの